

秋田県告示第214号

秋田県健康増進交流センター条例（平成9年秋田県条例第15号）の第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県健康増進交流センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県健康増進交流センターの利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月31日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入館料

区分			利用料金の額	
普通料金	通常の使用	幼児	1人1回につき	270円以上390円以下
		小学校児童		550円以上810円以下
		一般		1,090円以上1,630円以下
	一般浴室のみの使用	幼児		100円以上140円以下
		小学校児童		270円以上390円以下
		一般		550円以上810円以下
団体料金（20人以上の団体）	幼児	240円以上360円以下		
	小学校児童	450円以上670円以下		
	一般	910円以上1,350円以下		
回数券	通常の使用	小学校児童	5枚綴り	2,720円以上4,080円以下
		一般		5,440円以上8,160円以下
	一般浴室のみの使用	小学校児童	10枚綴り	2,640円以上3,960円以下
		一般		5,440円以上8,160円以下
定期券（有効期間1年）			1人につき	16,250円以上24,370円以下

備考

- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者とする。
- この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。
- 「幼児」の回数券については発行しないものとする。

2 研修室等の利用料金

区分	利用料金の額			
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前10時から 午後5時まで	午後5時後の時 間1時間につき
研修室	1,090円以上 1,630円以下	2,170円以上 3,250円以下	3,260円以上 4,880円以下	550円以上 810円以下
会議室	1,090円以上 1,630円以下	2,170円以上 3,250円以下	3,260円以上 4,880円以下	550円以上 810円以下
休憩室	1室1時間につき			550円以上810円以下
トレーニングルーム	1人1回につき			220円以上320円以下
タオルセット	1式1回につき			220円以上320円以下
水着	1式1回につき			330円以上490円以下
館内着	1式1回につき			220円以上320円以下

備考

- 研修室若しくは会議室の午後5時後の使用又は休憩室の使用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間として計算する。
- 研修室又は会議室の使用において、使用者が入場料（使用者がいずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき、又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額はこの表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- トレーニングルームの利用料金は、入館料を納付した者（一般浴室のみを使用する者を除く）からは徴収しないものとする。
- リラックスルームの利用料金は、入館料を納付した者からは徴収しないものとする。

3 宿泊室及び大広間の利用料金

区分			利用料金の額（1人1泊につき）
宿泊室	一般棟	A	小学校児童及び中学校生徒
			3,570円以上5,350円以下

			一般	5,020円以上7,520円以下	
		B	小学校児童及び中学校生徒	3,960円以上5,940円以下	
			一般	5,600円以上8,380円以下	
		C	小学校児童及び中学校生徒	3,960円以上5,940円以下	
			一般	5,600円以上8,380円以下	
		D	小学校児童及び中学校生徒	5,300円以上7,940円以下	
			一般	7,520円以上11,280円以下	
		E	小学校児童及び中学校生徒	3,960円以上5,940円以下	
			一般	5,600円以上8,380円以下	
		自炊棟	F	小学校児童及び中学校生徒	2,800円以上4,200円以下
				一般	3,960円以上5,940円以下
			G	小学校児童及び中学校生徒	4,050円以上6,070円以下
	一般			5,690円以上8,530円以下	
	大広間		小学校児童及び中学校生徒	2,340円以上3,500円以下	
		一般	3,460円以上5,180円以下		

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 宿泊室A 洋室で床面積が16平方メートルのものをいう。
 - (2) 宿泊室B 洋室で床面積が19平方メートルのものをいう。
 - (3) 宿泊室C 和室で床面積が23平方メートルのものをいう。
 - (4) 宿泊室D 和室で床面積が32平方メートルのものをいう。
 - (5) 宿泊室E 洋室で床面積が26平方メートルのものをいう。
 - (6) 宿泊室F 和室で床面積が14平方メートルのものをいう。
 - (7) 宿泊室G 和室で床面積が22平方メートルのものをいう。
- 2 この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- 4 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金の額は、休憩室を使用する場合の利用料金の額とする。
- 5 この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めることとする。

4 研修室等以外の施設の利用料金

区分		利用料金の額	
対価を得る場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	2,160円以上3,240円以下
	時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	80円以上120円以下
対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	1,090円以上1,630円以下
	時間単位で使用する場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	50円以上70円以下

備考

- 1 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 2 使用面積が1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 月の中途から使用を開始するとき、又は月の途中で使用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 4 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間として計算する。